

# 『医療特別手当』

## (1) 手当を支給される人

医療特別手当は、厚生労働大臣の認定（原爆症の認定）を受けた被爆者であって、現在、その認定を受けたけがや病気の状態が続いている人に支給されます。

## (2) 手当をうけるための手続き

手当をうけるためには、申請書に、認定を受けたけがや病気についての厚生労働大臣が指定した医療機関等の医師の診断書を添えて提出（※）して下さい。認定されると、医療特別手当証書が送られ、申請した月の翌月から、毎月支給されます。

（※）医療特別手当の申請は、原爆症と同時に申請する事も可能です。（その場合、原爆症の認定申請に必要な意見書及び必要書類をご提出いただきますので、医師の診断書の提出は必要ありません。）

なお、申請書類等は、居住地を管轄する保健所（部）へ提出してください。

## (3) 申請に必要なもの

- ・ 医療特別手当認定申請書
- ・ 診断書（医療特別手当用）
- ・ 被爆者健康手帳
- ・ 申請人名義の預金通帳

※印鑑は、令和3年4月から不要となりました。

## (4) 手当を受けている人の届出

手当を受けている人は、原則3年目ごとの5月末日までに、診断書を添えて認定を受けたけがや病気の状態についての届けを提出しなければなりません。（健康状況届）

このほか、氏名、居住地、手当の振込口座の変更があるとき、認定を受けたけがや病気が治ったときはそのつど届出が必要です。また、認定を受けたけがや病気が治ったときは、医療特別手当証書を返還しなければなりません。